様式第1号(第4条関係)　　　　　　　　　(表)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護保険診断命令書  第　　　　　号  　　年　　月　　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 〒  　身延町  様 | | | | | | | | | | | |  | | | | |
| 身延町長  　　　年　　月　　日にあなたが行った申請について、介護保険法の規定に基づき要介護認定・要支援認定等を行うにあたって、医師の意見を求める必要があるので、下記のとおり受診してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 被保険者番号 | |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  | 被保険者氏名 |  |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 診断を行う医療機関 | 名称 | |  | | | | | | | | | | | | |  |
| 担当医師名 | |  | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | |  | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | |  | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | ＊診断を受ける日時又は期間 | | | | |  | | | | | | | | | | |  |
| ＊診断を受ける場所 | | | | |  | | | | | | | | | | |
| 1　診断を受けるときは、この書類を医療機関に提示してください。  2　指定をした日時に診断を受けることができない場合は、診断を受ける医療機関及び身延町役場福祉保健課の両方に必ず連絡してください。  3　この診断を受けないときは、介護保険法第27条第13項等の規定により、あなたの要介護認定・要支援認定などの申請が却下されることがあります。  　問い合わせ先  　　身延町役場福祉保健課  　　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1　　電話番号　0556-20-4611 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※　裏面の教示お読みください。

(裏)

教示

　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山梨県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年間を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、当該審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年間を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

　処分の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで提起することができます。

　(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　住所　山梨県甲府市丸の内1-6-1　電話番号　055-223-1453

　　　　　山梨県健康長寿推進課